

○総務省告示第 号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項第三号の基幹統計の指定を次のように変更したので、同法第七条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十五年 月 日

総務大臣 新藤 義孝

基幹統計である法人土地基本統計の名称を法人土地・建物基本統計に変更し、作成目的を「国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地及び建物の所有及び利用並びに土地の購入、売却等について基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。」に変更する。